特性、規模及び実態を考慮して、「顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、顧客の選択による利用目的の限定に自主的に取り組んだりするなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにする」というような記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

2　利用目的の変更（法第15条第２項・法第18条第３項関係）

⑴　国家公安委員会所管事業者は、１の規定により特定した利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が想定できる範囲を超えて行ってはならない。したがって、例えば「アンケート集計に利用」としていた利用目的を「商品カタログを郵送」と変更することはできない。

⑵　国家公安委員会所管事業者は、利用目的を変更したときは、その内容を本人に通知し、又は公表しなければならない。

⑶　国家公安委員会所管事業者は、本人が想定できる範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、３の規定により、本人の同意を得なければならない。

3　利用目的による制限（法第16条第１項関係）

国家公安委員会所管事業者は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、１の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、それが当初特定した利用目的に含まれない場合にも、目的外利用には当たらない。

4　利用目的による制限（事業承継の場合）（法第16条第２項関係）

国家公安委員会所管事業者は、合併、分社化、営業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、それが承継前の利用目的に含まれない場合にも、目的外利用には当たらない。

5　利用目的による制限の例外（法第16条第３項関係）

次に掲げる場合については、３又は４の規定により本人の同意を得ることが求められる場合であっても、本人の同意は不要である。

⑴　法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う、例えば以下のような場合（なお、当該法令に、目的外利用の便益を得る相手方についての根拠のみあって、目的外利用をする義務までは課されていない場合には、国家公安委員会所管事業者は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。）

ア　令状に基づく警察や検察等による捜査への対応（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条等）

イ　捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（刑事訴訟法第197条等）

ウ　令状に基づく警察による触法少年の調査への対応（少年法（昭和23年法律第168号）第６条の５）

エ　触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応（少年法第６条の４等）

オ　証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第210条・第211条等）

カ　裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第507条）

キ　裁判所からの公務所等に対する照会への対応（刑事訴訟法第279条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第24条第３項）

ク　裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法（平成８年法律第109号）第186条・第226条、家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第15号）第８条）

ケ　家庭裁判所調査官による事実の調査への対応（家事審判規則第７条の２）

コ　犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）第28条）

サ　疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律第９条第１項）

シ　徴税吏員・税務職員の質問検査への対応（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の７、所得税法（昭和40年法律第33号）第234条等）

ス　弁護士会照会への対応（弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の２第２項）

セ　国勢調査等の指定統計調査に対する申告や調査実施者からの協力要請への対応（統計法（平成19年法律第53号）第５条・第17条）

ソ　児童虐待に係る通告（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第６条第１項）

⑵　人（法人を含む。以下同じ。）の生命、身体又は財産の保護のために利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である、例えば以下のようなとき。

ア　急病人の血液型や家族の連絡先を医師や看護師に伝えるとき。

イ　大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供するとき。

ウ　暴力団等の反社会的勢力に関する情報、業務妨害行為を行う悪質者情報等を企業間で共有するとき。

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である、例えば以下のようなとき。

ア　感染症の予防のための調査に応じるとき。

イ　児童虐待のおそれがある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有するとき。

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して国家公安委員会所管事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う、例えば以下のような場合（なお、国家公安委員会所管事業者は、任意の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。）

ア　任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提出する場合

イ　承認統計調査や届出統計調査に回答する場合

第５　個人情報の取得に関する義務

１　適正な取得（法第17条関係）

国家公安委員会所管事業者は、例えば以下のような偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

⑴　本人をだましてその個人情報を取得すること。

⑵　法第23条に規定する第三者提供の制限に違反している個人情報取扱事業者から当該事情を知って個人情報を取得すること。

２　取得時の利用目的の通知又は公表（法第18条第１項関係）

国家公安委員会所管事業者は、個人情報を取得した、例えば以下のような場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

⑴　電話帳や職員録等から個人情報を取得した場合

⑵　個人情報の第三者提供を受けて、個人情報を取得した場合

⑶　個人情報の取扱いの委託を受けて、個人情報を取得した場合

３　書面等による直接取得時の利用目的の明示（法第18条第２項関係）

国家公安委員会所管事業者は、契約書、アンケートやユーザー入力画面への記入・入力等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合には、２の規定に基づいて、取得後速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。